

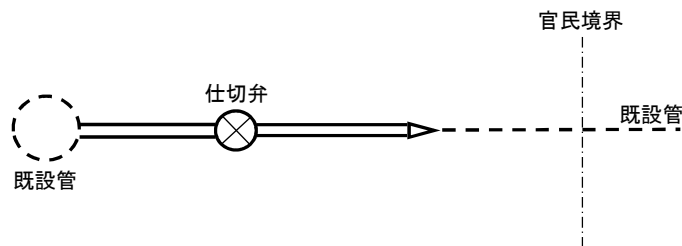
第6章 給水工

配水管更新工事に伴う給水管の接合替えは原則として官民境界まで行うものとし、下記事項による他、「宗像地区事務組合水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程」に準拠し施工する。

原則として、1敷地に1取出しとし、呼び径 200 mm以上の配水管からの取出しはできないものとする。ただし、呼び径 150 mmの配水管から取出しを行なわなければならない場合は、協議により決定する。

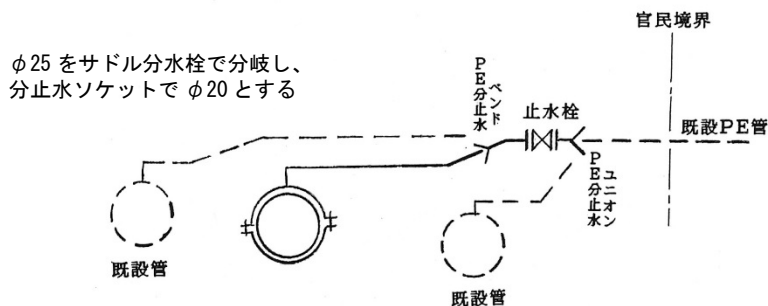
(1) 給水管口径が 25 mmを超える場合

- ・配水管からは丁字管で分岐するものとし、取出し箇所から既設管接続するまでの間に維持管理用の仕切弁を設ける。
- ・取出し管の最小口径は 50mm 以上とし、口径縮小が必要などときには仕切弁から先で行う。
- ・口径 50mm の管種はH I V Pとし、それ以上の口径はダクトイル鋳鉄管とする。



(2) 給水管口径が 25mm 以下の場合

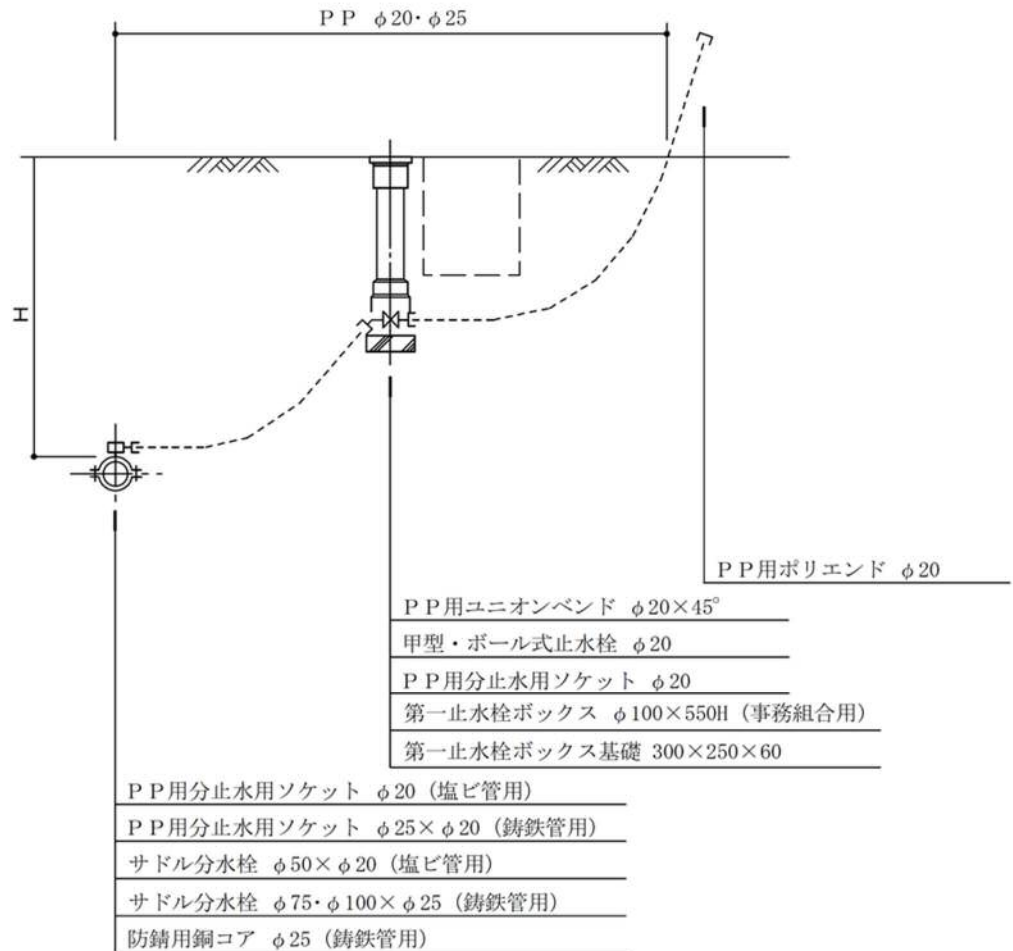
- ・配水管からはサドル分水栓で分岐するものとし、公道内の官民境界付近に維持管理用の第1止水栓を設ける。
- ・給水管の最小口径は 20mm 以上とし、その材質はポリエチレン管（2層管）とする。
- ・ダクトイル鋳鉄管からサドル分水栓で分岐するときは、給水管 25（20）mmの場合は 30（25）mmのサドル分水栓で分岐し、分止水用ソケットで 25（20）mmとする。



【給水管使用材料の目安】

- 昭和 51 年以前：鉛管
- 昭和 52 年以降：水道用ポリエチレン 1 層管
- 平成 5 年以降：水道用ポリエチレン 2 層管

給水管取出標準図



※ 給水管取出し位置・止水栓ボックス位置等は、協議の上で決定とする。